

給水装置工事の指針

第7章

給水装置の施工

浜松市上下水道部

目次

7. 1	施工	7-1
7. 2	給水管の分岐	7-1
7. 2. 1	【分岐の制限】	7-1
7. 2. 2	【分岐の方法】	7-3
	配水管からの給水管分岐口径及び分岐材料	7-5
	口径別給水取り出し管の管種	7-6
	特殊口径の配水管（VP）から	
	HILA チーズ分岐の施工例	7-8
7. 2. 3	【止水栓等の設置】	7-9
7. 2. 4	【標準施工図】	7-10
	道路境界線 1 m前後に量水器設置の場合	7-10
	中高層（水栓高 6m超える・GLに量水器設置）	7-12
	建物内に量水器設置	7-12
	水路添架	7-13
7. 2. 5	【給水装置の管末について】	7-13
7. 3	メーターの設置	
7. 3. 1	【メーター及びメーター装置】	7-14
7. 3. 2	【メーターの設置】	7-14
	遠隔式水道メーター用カウンターポール	7-17
7. 3. 3	【建物内メーター設置】	7-18
7. 4	配管工事	
7. 4. 1	【構造・材質】	7-21
7. 4. 2	【接合方法】	7-21
7. 4. 3	【給水管の保護】	7-22
	サンドブラスト現象	7-22
7. 4. 4	【給水管の明示】	7-23
7. 4. 5	【さや管ヘッダー方式による配管】	7-24
7. 5	浄水器及び活水器	7-26

7. 6	更正工事	7-28
7. 7	使用しない給水管	
7. 7. 1	【給水管等の撤去】	7-31
7. 7. 2	【給水管等の撤去方法】	7-31
7. 8	私設代用管の施工について	
7. 8. 1	【私設代用管の定義】	7-33
7. 8. 2	【施工】	7-33
7. 8. 3	【既設私設代用管からの分岐（ポリエチレン管の場合）】	7-35
7. 8. 4	【既設私設代用管からの分岐（ビニル管の場合）】	7-36
7. 9	配水管及び給水管の圧着施工	7-37

第7章 給水装置の施工

7. 1 施工

- (1) 指定工事事業者は、給水装置の施工にあたって、市の承認を受けた後でなければ工事に着手してはならない。
- (2) 給水装置の施工は、構造・材質基準、指針、仕様書その他必要資料に基づき行わなければならない。

7. 2 給水管の分岐

7. 2. 1 【分岐の制限】

- (1) 送水管、配水本管（口径 400 mm以上及び市が指定する管）、異形管及び弁類から分岐してはならない。
- (2) 配水管（口径 350 mm以下）からの給水管分岐口径は、分岐される管より 1 回り以下の口径とする。ただし、配水管口径 50 mmからの給水管分岐口径については、2 回り以下の口径とする。（表 7-2 参照）
- (3) 穿孔箇所は、他の給水装置の分岐位置から 30 cm以上離れていること。また、配水管継手端面からも 30 cm以上離すこと。
- (4) 給水管分岐の最小口径は 20 mmとする。
- (5) 指定工事事業者は、分岐工事にあたって、施工前及び施工後に市に連絡しなければならない。なお、割 T 字管分岐工事は市が立会うものとする。

〈解説〉

- (1) 「送水管」とは浄水場から配水池まで浄水を送水するための管をいい、「配水本管」とは浄水を配水枝管へ輸送・分配する役割を持ち、かつ、給水管の分岐のないものをいう。
本市では口径 400 mm以上を配水本管としているが、それ未満の口径であっても、地区によっては配水本管として取り扱っている場合があるので、担当課・室に必ず確認する必要がある。
- (2) 配水管の管体強度の減少及び付近の給水に及ぼす影響を考慮した措置である。
給水管分岐口径に対し当該配水管の口径が（表 7-2）の条件を満たしていない場合で、「給水要望制度」を活用する場合は、担当課・室と別に協議すること。
- (3) 配水管の管体強度の減少及び給水装置相互間の流量への影響を防止するための措置。また継手端面からの離隔確保は維持管理面を考慮したものである。
- (4) メーター口径 13 mmであっても、将来の水利用増大や中高層直結直圧給水への変更にも対応できるようにするための措置として給水管分岐の最小口径は 20 mmとする。

(5) 各種提出書類と時期及び連絡について。

配水管分岐工事関係

工事の種別	提出書類	部数	書類の提出期限	当日の連絡
サドル付分水栓	—	—	—	9時までに連絡
割T字管	申請時の給水台帳	1部	施工日の2日前まで	
断水工事	断水連絡票	2部	施工日の一週間前まで	8時45分までに連絡

※仮舗装終了後（解放後）、速やかに残留塩素濃度と穿孔切片確認の報告をすること。

その他

種別	提出書類	部数	書類の提出期限
夜間又は公休日に作業を行う	夜間・休日作業届	1部	施工日前（営業日内）まで
消火栓に自記圧力計を設置する	自記圧力計設置 のお知らせ	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前日まで ・ FAXでも対応 ・ 消防にも提出

7. 2. 2 【分岐の方法】

- (1) 水道以外の管との誤接続をしないよう十分な調査をすること。
- (2) 分岐にあたっては、配水管の外表面を十分清掃し、サドル付分水栓等の取り付けはボルトの締付けが片締めにならないよう規定のトルク（表 7-1）により均等に締付けること。
- (3) 穿孔機は確実に取付け、取付管種に応じたドリル又はカッターを使用すること。
- (4) 穿孔にあたっては、配水管の内面ライニング材、内面塗膜等が剥離しないよう注意すること。
- (5) サドル付分水栓等の穿孔端面には、防食のため適切なスリーブ（コア）を装着すること。
- (6) 給水管分岐方向は、配水管に対し直角にすること。
- (7) 公道内の給水管は、原則、継手を使用しないこと。他の構造物等が妨げとなる場合は、担当課・室と協議をすること。
- (8) 分岐材料は、（表 7-2）による。ただし、口径 75 mm以上の給水取り出し管の管種は、市と協議すること。
- (9) 分岐口径による給水管の使用管種は、（表 7-3）によること。
- (10) 道路から民地内への分岐方法は、（図 7-1）によること。
- (11) 口径 50 mm以下の給水管の管種は、ポリエチレン管を標準とするが、ガソリンスタンド等石油類・有機溶剤系の液により浸潤が懸念される場合はステンレス管とする。ただし、浸透防止スリーブ等により浸透防止策を講じた場合は、ポリエチレン管も可とする。
- (12) サドル付分水栓及び割T字管は取り付け後、防食フィルムを巻き付けること。

〈解説〉

- (1) ガス管、工業用水管等の水道以外の管と誤接続しないよう、明示テープ・埋設標識シート、消火栓・仕切弁等の位置、音聴調査、試験掘削等により当該配水管であることを確認すること。
また、配水管と同口径のガス管、工業用水等が埋設されている場合は関係埋設管管理者の立会いを求めること。
- (2) 片締めすると、分水栓の移動やゴムパッキン等の変形を招く恐れがあるので、規定のトルク（表 7-1）により均等に締付けなければならない。

表 7-1 サドル付分水栓標準締付トルク

取 付 管 種	標準締付トルク (単位 : N・m (kg f・m))	
	ボルト呼び名	
	M16	M20
鑄 鉄 管	60.0 (6.00)	75.0 (7.50)
硬質塩化ビニル管	40.0 (4.00)	50.0 (5.00)
鋼 管	60.0 (6.00)	75.0 (7.50)
配水ポリ	40.0 (4.00)	—

(3) 穿孔機は、配水管等の損傷防止及び作業の安全を考慮し、確実に取付けなければならない。

(4) 摩耗したドリル・カッターは、配水管のライニング材の剥離等を生じやすいので使用しないこと。

取付管種	穿孔刃
鑄鉄管	・粉体用を使用
配水ポリ	・配水ポリ用の刃を使用
ポリエチレン管	・手動の穿孔機
ビニル管	・ビニル管用の刃を使用 ・手動の穿孔機

(5) 鑄鉄管にスリーブ (コア) を使用する時は、管種 (エポキシ樹脂粉体塗装とモルタルライニング) に注意すること。(スリーブは、銅・SUS どちらでも使用可)

(6) 給水管を直角に引き出す理由は、以下のとおり。

ア 工事費の節減

イ 最短距離であるほど故障発生の確率が少ない。

ウ 管による損失水頭が小さい。

エ メーター (止水栓) から分水栓の位置が推測でき維持管理上好ましい。

(7) 道路内の給水管は、漏水を減らすため、原則継手は使用しない。

継手を使用する際は、事前に担当課・室と協議をする。

(継手の使用が認められる例)

- ・道路横断の片側交互通行規制で口径 25 mm以上 (センターライン辺りでソケット使用)
- ・マンホールなど既存構造物で迂回せざるを得ない
- ・割T字管分岐で配水管と申請地の距離がなく、やむを得ず反対側に穿孔し、配水管の上か下を 30 cm以上離して通過して施工する場合

(8) 表 7-2 に該当しない分岐については、配水管を維持管理する担当課・室・グループ等と協議すること。

表 7-2 配水管からの給水管分岐口径及び分岐材料

《配水管が**鋳鉄管 (DIP)**》

(単位 : mm)

給水管 配水管		20	25	30	40	50	75	100	150	200	250	300
		鋳鉄管	75	サドル付分水栓			割T字管			協議により決定		
100												
150												
200												
250												
300												
350												

※ポリエチレン被覆管 (PEC) の分岐は、必ず被覆を剥がしてから行うこと。

《配水管が**ビニル管 (VP)**》

(単位 : mm)

給水管 配水管		20	25	30	40	50	75
		ビニル管	25	HILA チーズ			
30							
40							
50							
75							
100							

※配水管口径 100 mm 以上については、鋳鉄管の表を参考

(注 1) : 割 T 字管または HILA チーズ。

《配水管が配水ポリ（HPE）》

（単位：mm）

給水管 配水管		20	25	30	40	50	75	100	
		HPE	50	サドル付分水栓			(注2)	割T字管	
75									
100									
150									

(注2)：割T字管またはHPEチーズ。

《配水管がポリエチレン管（PE）》

給水管 配水管		20	25	30	40	50					
		PE	25	サドル付 分水栓							
30	PE チーズ										
40											
50											

※PE チーズは、原則ワンタッチ型を使用すること

表7-3 口径別給水取り出し管の管種

分岐口径 (mm)	管種	備考
20~40	ポリエチレン管 (PE)	
50	ポリエチレン管 (PE)	担当課・室と事前協議を行う
	配水ポリ (HPE)	
75、100	ダクタイル鋳鉄管 (DIP)	配水管が HPE の場合は、HPE を指定
	配水ポリ (HPE)	
150~	ダクタイル鋳鉄管 (DIP)	担当課・室と事前協議を行う

図 7-1 分岐方法標準図

分岐材料	給水管 口径	分岐方法	備考
サドル付分水栓	20 ~ 30		
割 T 字管	30・40 (※) ~ 200		
HILA チーズ	20 ~ 30		<p>・ HILA チーズ、 HILA ソケット、 新設管 (30 cm以 上) を必ず使用 する</p>

(※) 配水管が鋳鉄管の場合は 40mm、VP または HPE の場合は、30mm。

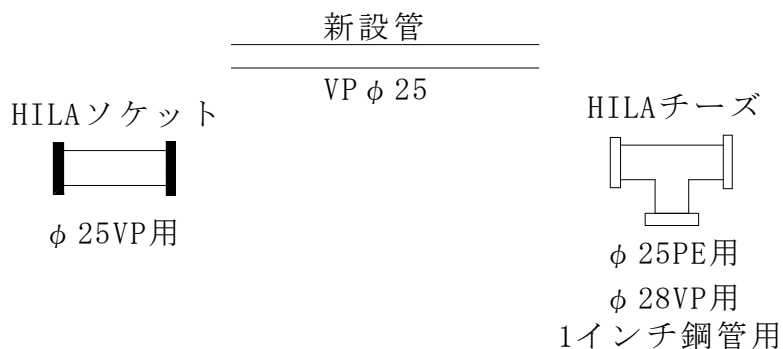
- ・ 特定地域 (瞳ヶ丘団地、南平団地 他) は、一部 PEC 管 (配水管) を使用している。分岐の際は、被覆 (防食シート) を剥がして行う。分岐後は被覆する。(ペトロラタム系 t=4mm)

(9) 特殊口径の配水管 (VP) から HILA チーズ分岐の施工例

【既設配水管 VP28 から分岐】

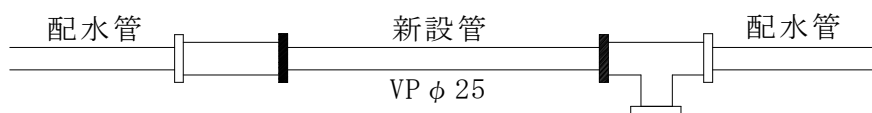
使用材料

- ・ HILA ソケット、HILA チーズ、新設管 VP $\phi 25$
- ・ HILA は、 $\phi 25$ と VP 用 ($\phi 25$)



施工方法

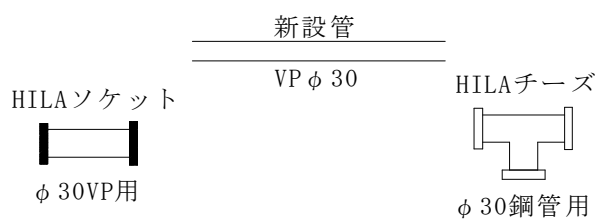
- ・ VP 用のパッキン、ワッシャー、ロックリング、ナットを新設管側に使用



【既設配水管 VP35 から分岐】

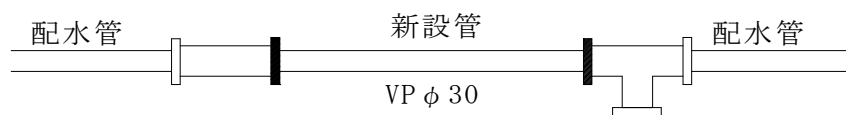
使用材料

- ・ HILA ソケット、HILA チーズ、新設管 VP $\phi 30$
- ・ HILA は、 $\phi 30$ と VP 用 ($\phi 30$)



施工方法

- ・ VP 用のパッキン、ワッシャー、ロックリング、ナットを新設管側に使用



7.2.3 【止水栓等の設置】

道路境界線から1 m前後にメーター止水栓や一文字止水栓又は仕切弁のいずれかを必ず設置すること。

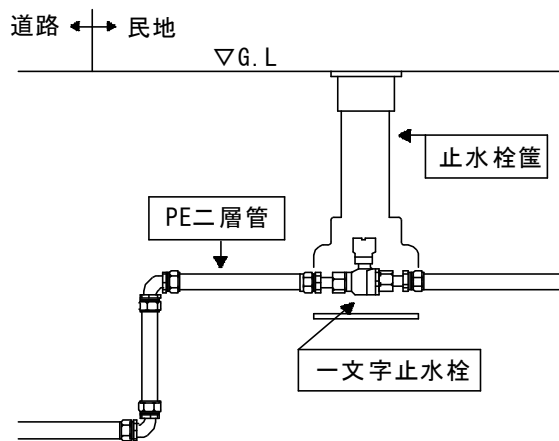
〈解説〉

道路境界線から1 m前後に止水機能のある給水装置（メーター止水栓や一文字止水栓又は仕切弁をいう）を新設・既設工事問わず設置すること。またこのことを第一バルブという。

メーター止水栓以外を設置する場合、20 mm～50 mmが一文字止水栓、75 mm以上は仕切弁を使用する。

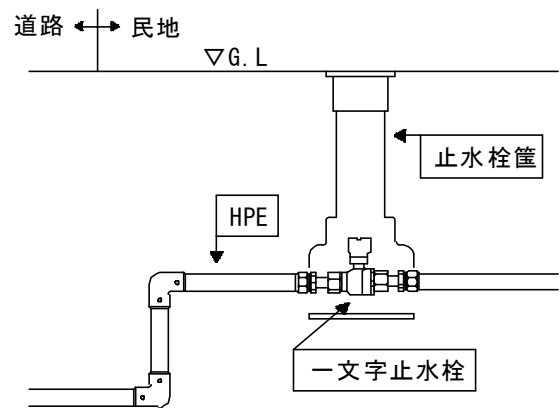
給水管管種「ポリエチレン管」

口径 20 mm～50 mm



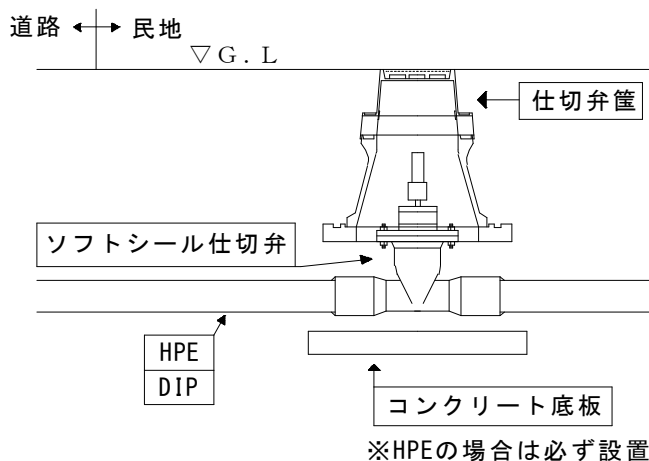
給水管管種「配水ポリ」

口径 50 mm



給水管管種「配水ポリ」または「ダクタイル鋳鉄管」

口径 75 mm以上

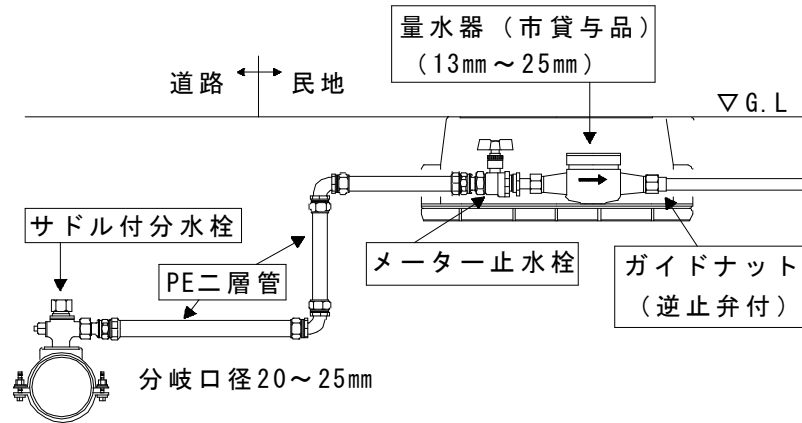


7. 2. 4 【標準施工図】

(1) 道路境界線 1 m 前後に量水器設置の場合

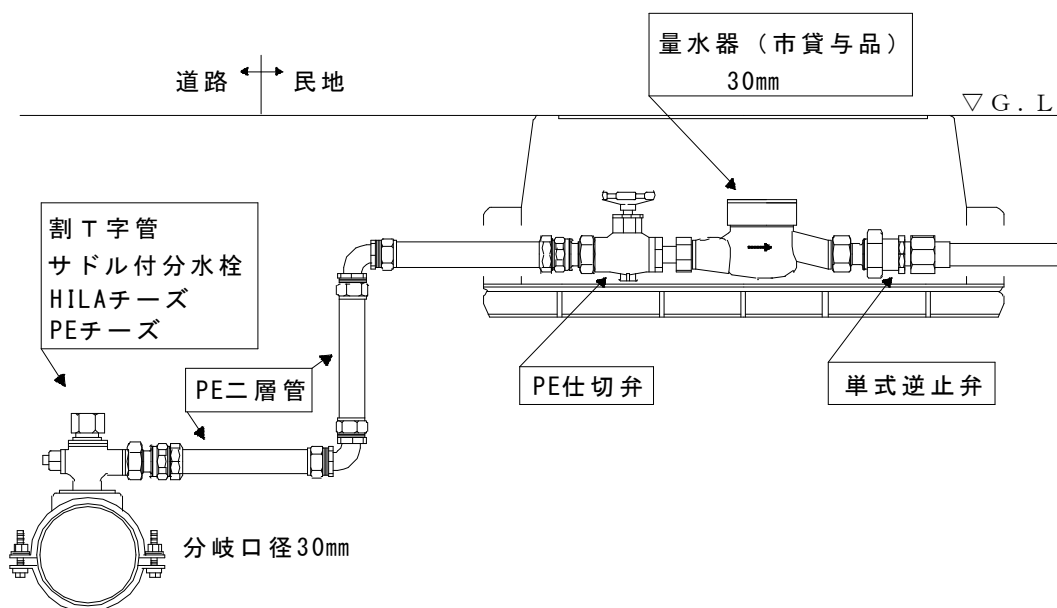
給水管口径 (20 mm~25 mm)
メーター止水栓 (伸縮)
量水器 (13 mm~25 mm)
ガイドナット (逆止弁付)

※検定満期時量水器交換のため必ず伸縮部が機能するように設置すること。



給水管口径 (30 mm)
PE 仕切弁 (伸縮)
量水器 (30 mm)
単式逆止弁 (袋ナット)

※検定満期時量水器交換のため必ず伸縮部が機能するように設置すること。



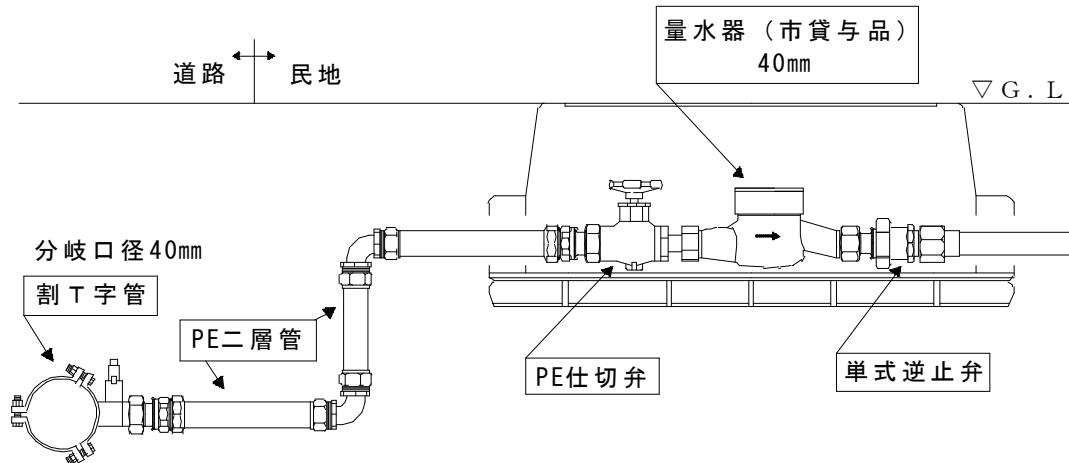
給水管口径 (40 mm)

PE 仕切弁 (伸縮)

量水器 (40 mm)

単式逆止弁 (袋ナット)

※検定満期時量水器交換のため必ず伸縮部が機能するように設置すること。



給水管口径 (50 mm)

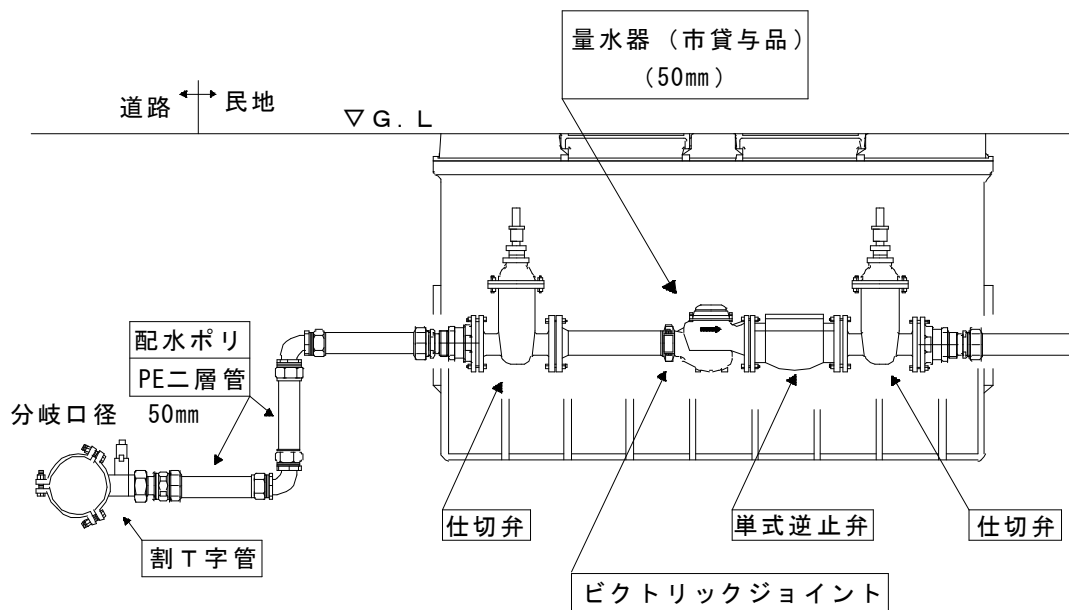
仕切弁 (フランジ付)

量水器 (50 mm以上)

単式逆止弁

仕切弁 (フランジ付)

- ・量水器 75 mm～も同じ。
- ・直接検針ができない場合は、遠隔メーターを設置 (図7-2)



(2) 中高層（水栓高 6m 超える）

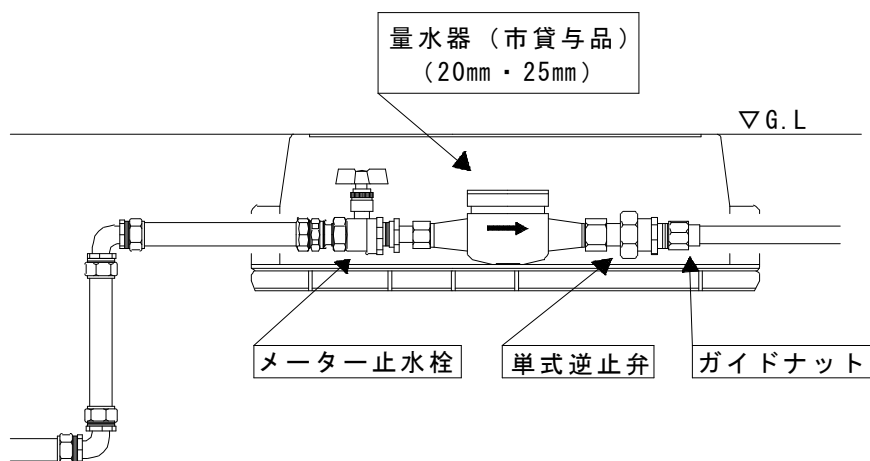
（G L に量水器設置）

メーター止水栓（伸縮）

量水器（20 mm・25 mm）

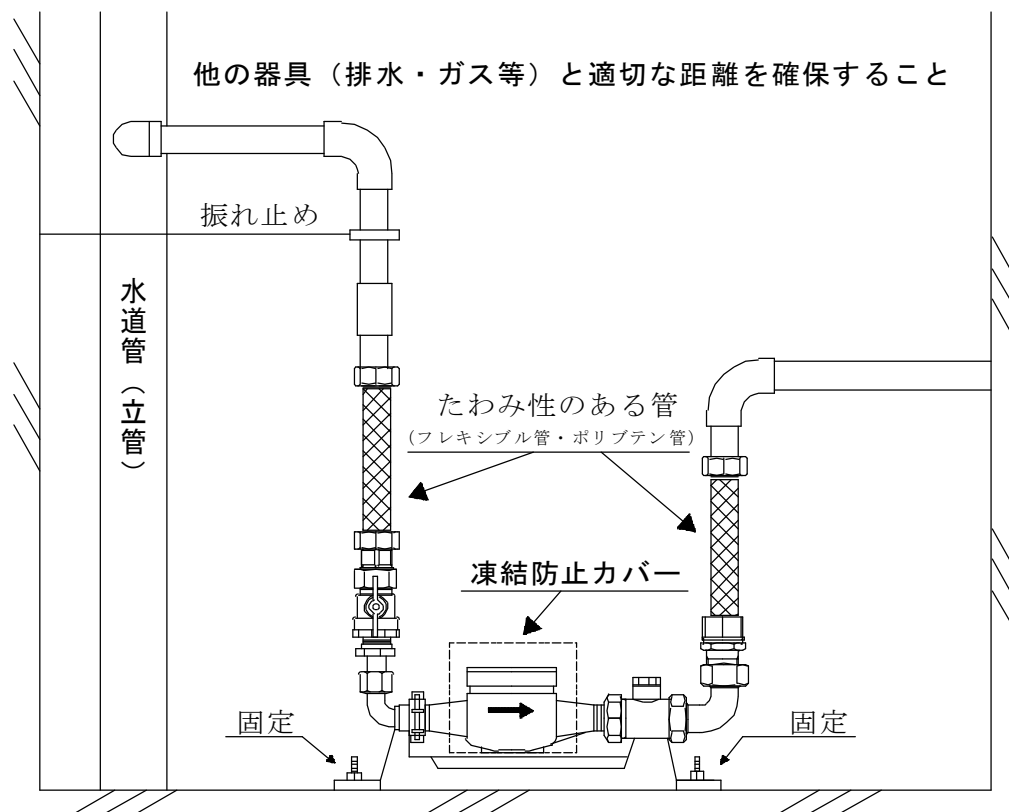
単式逆止弁（袋ナット）

※単式逆止弁は、検定満期交換時のために袋ナットを使用すること。



(3) 建物内に量水器設置

パイプシャフト（P S）内にメーターユニット設置



(4) 水路添架

- ・ 橋梁を利用しての管渠施工は、原則、河川管理者の指導に従う。
- ・ 道路脇に一文字止水栓を設置する。
- ・ 止水栓筐は伸縮を使用する。
- ・ 止水栓筐の蓋の色は青色とする。

7.2.5 【給水装置の管末について】

給水装置の管末は、給水用具を設置する。

<解説>

- ・ 管末は、停滞水防止の観点から給水用具（水撃限界性能基準を満たしているもの）とする。
- ・ 管末が多用途水槽の場合は、使用頻度が少ないため給水装置内に停滞水が生じる。この停滞水の逆流を防止するために単式逆止弁やバルブを設置すること。
設置場所は、通常使用する給水装置から分岐した直近が望ましい。

7. 3 メーターの設置

7. 3. 1 【メーター及びメーター装置】

- (1) メーターは、市が設置して使用者に貸与し保管させるものとする。
- (2) メーターの保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。保管者が管理義務を怠ったためメーターを亡失又は棄損した場合は損害額を弁償しなければならない。
- (3) メーターの設置場所及びその周辺には、計量又はメーターの機能を妨害するような物体を置き、又は工作物を設けてはならない。

〈解説〉

- (1) メーターは、需要者が使用する水量を測る計量器であり、その計量水量は、料金算定や配水量分析などの水量管理の基礎となるものであることから、計量法に定められた検定検査に合格したメーターを市が責任をもって設置する趣旨である。ただし、管理責任を保管者としているのは、メーターは原則として民地内に設置されるものであり、かつ、給水装置の一部と解されているからである。
- (2) 「善良な管理者の注意」とは、物の保管や事務の処理にあたる者が、その立場、職業、経験などに応じて、一般的・客観的に要求される程度の注意で、給水装置について特別の専門的知識をもって管理する必要はないが、これを怠ると民法上過失があるとされている。
- (3) 水道事業が、メーター計量・調定・収納により成り立っていることから、その基礎である計量事務を円滑に行うための措置である。

7. 3. 2 【メーターの設置】

- (1) メーターの設置位置は、原則として道路境界線に近接した敷地内で、将来にわたって検針及び維持管理に支障がなく、かつ、安全な場所とする。
- (2) メーターは、原則として地中に設置し、メーター筐又はメーター室を設けること。
- (3) メーターは、水平に設置するとともにメーター前後に所定の直管部を確保すること。
- (4) メーターは、原則として給水栓より低位に設置しなければならない。
- (5) メーター止水栓の一次側は、直線部分で 30 cm 以上とする。
- (6) 市が認めたときは使用者（私設）のメーターを設置することができる。
- (7) メーター保護のため、メーター二次側の給水管口径は同口径以下を原則とする。ただし、市が認めた場合はこの限りでない。

〈解説〉

- (1) メーターの設置位置は、使用水量の計量及びメーター二次側における漏水を検知する必要があるため、検針及び取替に支障をきたさないよう配慮するとともに、道路境界線及び給水管分岐部に最も近接した敷地部分としなければならない。

また、汚水の流入、外傷、凍結等に対しても配慮すること。なお、メーターは原則地中に設置されているため、メーターに対する使用者の関心が薄く、家屋等の増築・改造時に埋没その他の障害を起こして維持管理上問題となることがあるため、申込者と十分に協議してメーター位置を決定すること。

メーターの設置位置の選定は次によること。

ア 原則として道路境界線より 1m前後の敷地に設置すること。また、道路境界線より 1 m以上離れた位置に設置する場合は、道路境界線に近接した位置に第一バルブ（一文
字止水栓又は仕切弁）を設置すること。

イ 使用者不在でも検針及び取替が容易に行える場所とすること。

ウ 次の場所にはメーター設置を避けること。

（ア）汚泥、汚水等の侵入のおそれがある場所

（イ）車両の通過、載荷等により筐、メーターが破損するおそれがある場所

（ウ）カーポート、車庫等で車両の下になる場所

（エ）車両の通路、出入口等で検針に危険を伴う場所

（オ）商店、工場等で荷物置場になる場所

エ 塀、車庫、物置、花壇等の設置により既設メーター位置が検針及び維持管理上支障となる場合は、メーター位置の変更を行うこと。なお、敷地内の地盤を盛土等で高くするような場合は、メーターまわりの配管も合わせて改善すること。

- (2) メーターは筐又は室に格納して地中に設置することを原則とするが、設置深度は必要以上に深くしないこと。

- (3) メーターが傾斜していると感度及び耐久性が低下するため、水準器等を使用して水平に取付けなければならない。

地面が傾斜した箇所にメーターを設置する場合は、メーターは水平に設置し、筐は傾斜にあわせ、底板との隙間はモルタル等で充填すること。

また、適正な計量を確保するため、メーター一次側にメーターと同一の直径の 10 倍以上、二次側に 5 倍以上の長さの直管部を設けること。

- (4) メーターはすべての内部に水が満流する必要があるため、空気を残留させないため給水栓より低位に設置しなければならない。

- (5) 第一バルブ以降にメーターを設置する場合におけるメーター止水栓一次側の P E 管についても、直線距離は 30 cm（継手は含まない）以上確保すること。

- (6) メーターは、1 給水装置に 1 個設置（市メーター）することを原則としているが、下記目

的の場合であって、設置条件を満たした場合は、使用者（私設）メーターを設置することができる。

<目的>

- ア 下水道条例第 16 条に基づく汚水排水量認定のためのもの。
- イ 共用給水装置（2 世帯又は 2 箇所以上で共用するもの）において、各世帯（箇所）の使用水量を確認するためのもの。
- ウ 工場等で施設ごとの使用水量を管理するためのもの。
- エ 使用エネルギー・資源管理のため、日々の使用水量を管理するためのもの。

<条件>

- ア メーターは、日本工業規格に規定する性能基準合格品であること。
- イ メーター筐は、市指定以外のものであること。
- ウ 市メーターとの計量差については、一切意義を申し立てないこと。（誓約書を提出）

（7）メーター二次側の給水管口径は、メーター保護の観点から同口径以下とすることが望ましいが、特別な事情がある場合で、下記条件をすべて満たす場合はこの限りでない。

<条件>

- ア メーター口径の 2 ランク上位までであること。
- イ メーター一次側にメーターと同一の直径の 10 倍以上、二次側に 5 倍以上の長さの直管部を設けること。
- ウ メーターの性能（第 5 章 表 5-1）の範囲内の使用水量であること。

<特別な事情>

- ア 新築住宅で、住宅メーカー等の事情により給水管の口径を 20 ミリメートル以上で配管する場合であって、水理計算及びメーター性能から給水管口径より下位のメーター口径で対応可能な場合
- イ 新築住宅で、将来の増築・増設等に備え給水管の口径を 20 ミリメートル以上で配管する場合であって、現状の使用水量が給水管口径より下位のメーター口径で対応可能な場合
- ウ 既存住宅で、給水栓数の減少、住宅状況や家族構成等の変化、（2 世帯から 1 世帯、家族人員の減少等）により使用水量が減少し、既設メーター口径より下位のメーター口径で対応可能な場合
- エ 貯水槽方式を直結給水方式に変更する場合又は自家用給水方式から水道に切り替える場合であって、使用水量から既設給水管口径より下位のメーター口径で対応可能な場合
- オ その他市が必要と認めた場合

【条例第 21 条】

水道メーター（以下「メーター」という。）は、市が設置して給水装置の使用者に貸与し保管させる。ただし、管理者が適当と認めたときは使用者のメーターを設置することができる。

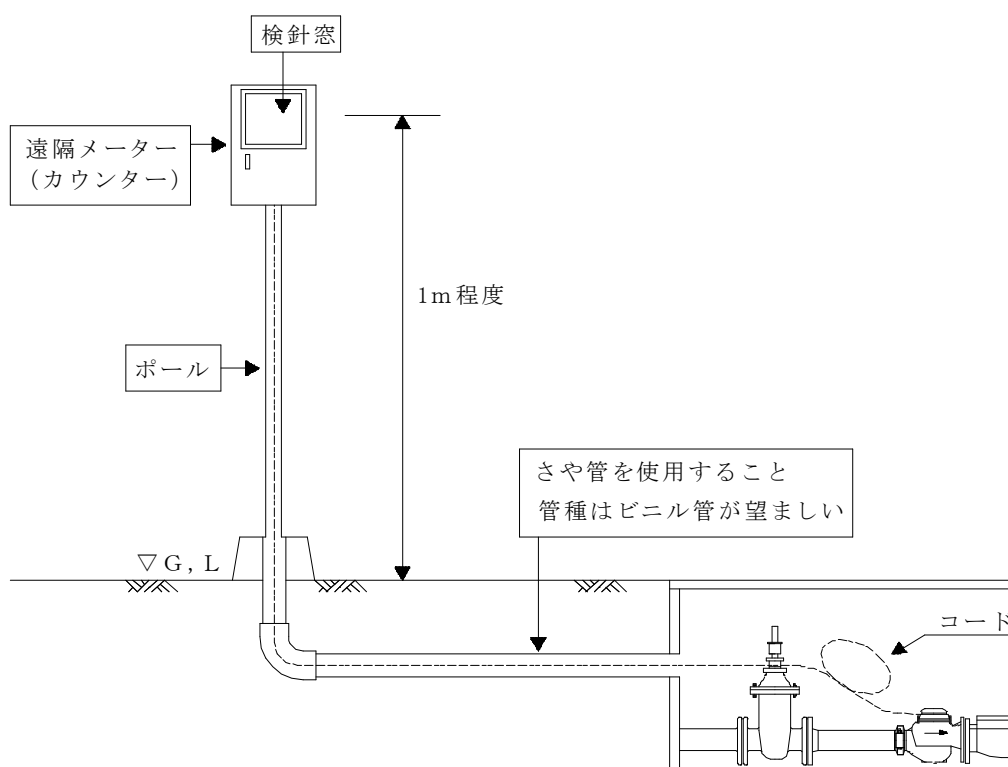
- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 メーターは給水装置に設置しその位置は管理者が定める。
- 4 保管者が第 2 項の管理義務を怠ったためメーターを亡失又はき損した場合は管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

【施行規程第 15 条】

水道メーター（以下「メーター」という。）の設置場所及びその周辺には、計量又はメーターの機能を妨害するような物体を置き、又は工作物を設けてはならない。

図 7-2 遠隔式水道メーター用カウンターポール

- ・ 検針窓までの高さは 1 m 前後が望ましい。
- ・ ポールは申込者（所有者）が用意する。
- ・ 市からの貸与は遠隔メーター（コード 10m・カウンター）
- ・ 原則 50 mm 以上の量水器に対応。40 mm 以下については、担当課・室と協議をすること。



7. 3. 3 【建物内メーター設置】

1 建物内メーター設置要綱に基づき、建物内へメーターを設置する場合の設置方法は、下記によること。

- (1) メーターは、原則各戸のパイプシャフト内（図7-4）の維持管理が容易で見やすい場所に設置し、各戸室内には設置しないこと。なお、パイプシャフト内に設置できない場合で廊下等に設置する場合は、通行者の安全及びメーター管理に配慮すること。
- (2) 外気の影響を受けやすい場所に設置する場合は、凍結防止対策を講じること。この場合、容易に脱着でき、メーターのガラス窓（指針表示部）にて、目視に支障を及ぼさないこと。
- (3) パイプシャフト内の床面は、廊下側に下り勾配を施すなど、外部へ排水される構造とする。
- (4) パイプシャフトの扉は、いつでも開扉できるようなるべく錠を取り付けないこと。取り付ける場合は、一般的に使用されている共通の鍵が使用できる錠とすること。
- (5) メーターは、メーターユニット（図7-3）（メーター口径 25 mm以下）に設置すること。口径 30 mm以上の場合は、担当課・室と協議すること。
- (6) メーターユニットは、圧着型のメーター接続金具のほか、メーター一次側に開閉防止用止水栓、二次側に逆止弁（ボールリフト式逆止弁を除く。）が一体的になっている金属性台座とすること。
- (7) メーターは、メーター以降の給水栓より低位であること。設置高は床面からメーター通水軸で、5 mm以上、1m以下とすること。
- (8) メーターユニットは、水平に設置され、床面等に確実に固定されているか、又は脱落のない方法で確実に接続されていること。メーターユニット上・二次側の接続は、フレキシブル管又は合成樹脂管（以下「フレキ管等」という。）などのたわみ性のある管を使用すること。
- (9) メーター部分の配管は、原則パイプシャフトの扉面に平行とすること。
- (10) パイプシャフト内は、他の器具（排水・ガス等）と適切な距離を確保すること。

2 既存建物等の例外措置

市が構造上メーターユニットの取り付けが出来ないと判断した既存建物等は、前項（5）、（6）及び（7）の規定にかかわらず、次によることができる。

- (1) メーター一次側直近に開閉防止用止水栓、二次側直近に逆止弁（メーターパッキン兼用型は除く。）を設置すること。
- (2) メーターの一次・二次側のいずれかに伸縮メーター接続金具及びフレキ管等を使用し、他方のメーター直近の配管類を床面又は壁面に確実に固定すること。なお、フレキ管等の使用が困難な場合は、一次・二次側共に伸縮メーター接続金具を使用し、メーター直近の両側の配

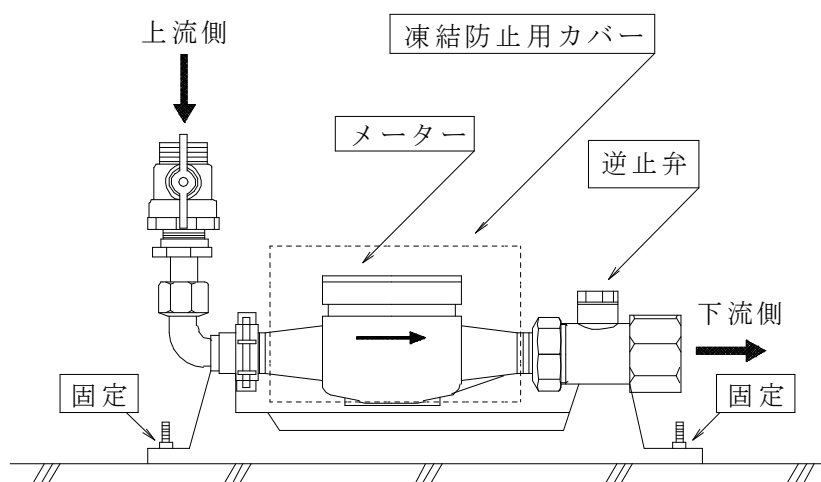
管類を床面又は壁面に固定すること。

〈解説〉

(1) 建物内メーター設置要綱に基づき、メーター装置を建物内に設置する場合の設置方法について、明記する。

ア 建物内にメーターを設置する場合は、パイプシャフト内（図7-4）にメーターユニット方式（図7-3）により設置することを原則とする。また、必要に応じ凍結防止対策を講じること。なお、凍結防止対策に使用するカバーは、メーター取替時等に、容易に脱着でき、メーター検針に支障をきたさない構造であること。

図7-3 メーターユニット（参考図）



イ パイプシャフト内の床面は、廊下側に下り勾配を施すなど、パイプシャフト内に水がたまることのないようにすること。

ウ パイプシャフトの扉については、いつでも開扉できるよう錠をかけないこと。他の計量器等の関係から、錠を取り付ける場合は、一般的に使用されている共通の鍵により、開錠できるものとする。なお、錠については、市と協議調整すること。

エ 口径 30 mm以上のメーターを設置する場合は、担当課・室と協議し設置方法を決定すること。

オ メーターユニットについては、基準省令に適合するもので、圧着式の接続金具の方式とする。メーター一次側に開閉防止式止水栓、二次側に逆止弁が一体的になっている金属性台座とする。なお、二次側の逆止弁は、リフト式を使用対象から除くものとする。

カ メーターは、原則メーター以降の給水栓より低位であること。設置高については、パイプシャフト床面からメーター通水軸で、5 mm以上 1m以下とする。

キ メーターユニットは、水平に設置すること。また、床面等に確実に固定されているか、又は、脱落のない方法で確実に接続されていなければならない。振動防止のためメータ

ーユニットの一次・二次側の接続方法は、フレキ管等を使用すること。

ク メーター部分（メーターユニット等）の配管は、原則パイプシャフトの扉面に平行に配管すること。

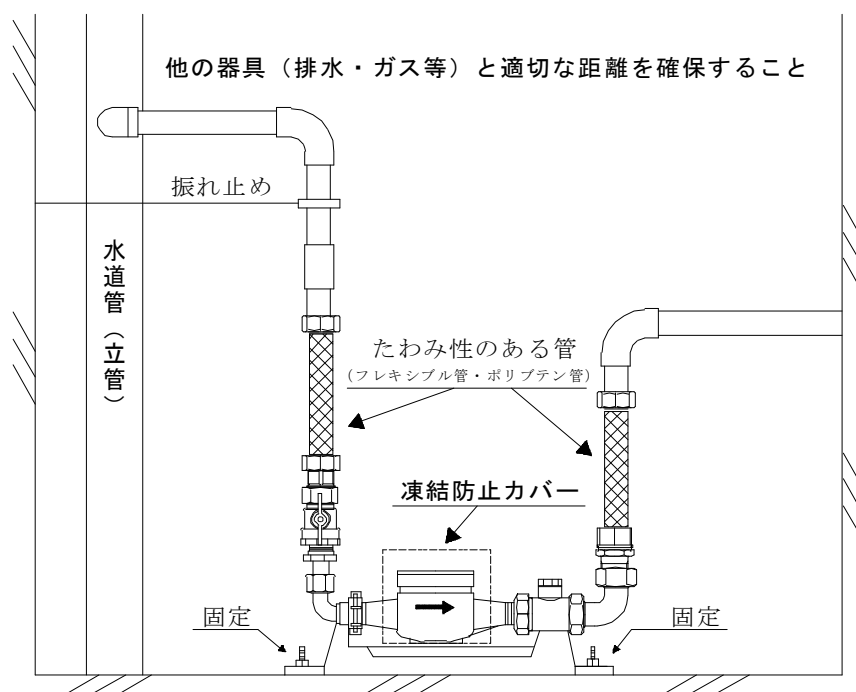
(2) 既設建物の改造等に伴う場合で、メーターユニットを設置することが不可能と判断した場合については、以下の方法とする。

ア メーターユニットと同様の機能を必要とするため、メーター一次側直近に開閉防止式止水栓、二次側直近に逆止弁を設置すること。

イ メーター取替業務のため、メーターの一次・二次側のいずれかに、伸縮メーター接続金具を使用すること。

ウ また、フレキ管等を使用すること。フレキ管等を使用しない場合は、直近の配管類を床面又は壁面に確実に固定すること。ただし、フレキ管等の使用が困難な場合は、一次・二次側共に伸縮メーター接続金具を使用し、メーター直近の両側の配管類をそれぞれ床面又は壁面に固定すること。

図7-4 パイプシャフト内設置例



- ・ P S 内にメーターユニットを設置すること。
- ・ メーターの検針、取替がスムーズにできる配置であること。
- ・ P S 内の漏水は廊下へ流れ出ること。
- ・ P S 扉は施錠しないこと。
- ・ メーターユニットは固定すること。
- ・ メーターユニット前後の管は「たわみ」性のあるものを使用すること。
- ・ 必要に応じてメーターに対して、凍結防止策を施すこと。

7. 4 配管工事

7. 4. 1 【構造・材質】

- (1) 給水管及び給水用具は、最終の止水機構の流出側に設置される給水用具を除き、耐圧性を有する物を使用すること。(基準省令第1条第1項)
- (2) 減圧弁、安全弁(逃し弁)、逆止弁、空気弁及び電磁弁は、耐久性能を有するものを使用すること。(基準省令第7条)
- (3) 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造・材質に応じた適切な接合を行うこと。(基準省令第1条第2項)
- (4) 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにすること。(基準省令第1条第3項)

〈解説〉

- (1) 給水管及び給水用具は、基準省令に定められた性能基準及びシステム基準に適合していることを確認しなければならない。
- (2) 使用する弁類にあつては、開閉操作の繰り返し等に対し耐久性能を有するものを選択しなければならない。
- (3) 工事の施行の良否において、接合は極めて重要であり、管種、使用継手、施工環境及び施工技術を考慮し、最も適当と考えられる接合方法及び工具を選択しなければならない。接合方法は、使用する管種ごとに種々あり、管の構造・材質に応じた適切な施工を行うこと。
- (4) 家屋の主配管とは、給水栓等に給水するために設けられた枝管が取り付けられる口径や流量が最大の給水管をいい、一般的には、1階部分に布設されたメーターと同口径の配管がこれに該当する。
主配管は、家屋の基礎の外回りに布設することを原則とする。

7. 4. 2 【接合方法】

給水装置の構造上の弱点は接合部にあり、接合には最大の注意を払わなくてはならない。

〈解説〉

- (1) 管種ごとの接合方法のうち給水装置の構造上最も適切な方法を選択するとともに、新しく開発された接合方法にも留意すること。
- (2) 配管上、管を切断する場合は、管種及び接合方法に応じた適正な切断工具及び切断方法により行わなければならない。
- (3) 施工上、やむを得ず管の曲げ加工を行う場合は、管種に応じた適正な加工を行わなければならない。

7. 4. 3 【給水管の保護】

工事には道路部分と宅内部分があり、宅内部分の配管には、屋外地中配管と建物内の屋内配管がある。いずれの場合も、給水装置の損傷事故の防止及び将来の維持管理に支障のない配管にしなければならない。

〈解説〉

(1) 事故防止のため、他の埋設物との間隔を 30 cm以上確保すること。

給水管を他の埋設物に近接して布設すると、接触点付近の集中荷重や給水管の漏水によるサンドブラスト現象（図 7-5）によって、他の管に損傷を与えるおそれがある。

このため、事故を未然に防止するとともに、修理作業スペース確保の観点から 30 cm以上の離隔を確保する必要がある。

離隔が 30 cm以上確保できない場合は、発泡スチロール・ポリエチレンフォーム・ゴム板等を施し、損傷防止を図ること。

(2) 宅内部分の埋設深度は、原則 30 cm以上とする。また、露出配管の場合は、防寒及び防食について適切な措置を講じること。

(3) 水路等を横断する場合には、衝撃防止、防寒及び防食について適切な措置を講じること。

(4) 空気溜りを生じるおそれがある場所（水路上越部、行き止まり配管先端部、鳥居配管等）には、空気弁を設置するなど、空気抜きのため適切な措置を講じること。

(5) 配管は、原則として直管と管継手類を接続することにより行うこと。施工上やむを得ず曲げ加工を行う場合には、管材質に応じた適正な加工を行うこと。

(6) 主配管は原則として家屋の基礎の外回りに布設し、漏水した場合でも構造物に関係なく修繕ができるようにしておくこと。また、スペース等の問題でやむを得ず構造物の下を通過する必要がある場合は、さや管ヘッダー方式等とすること。

(7) 将来の取替え、漏水修繕等を考慮し、可能な限り直線に配管すること。

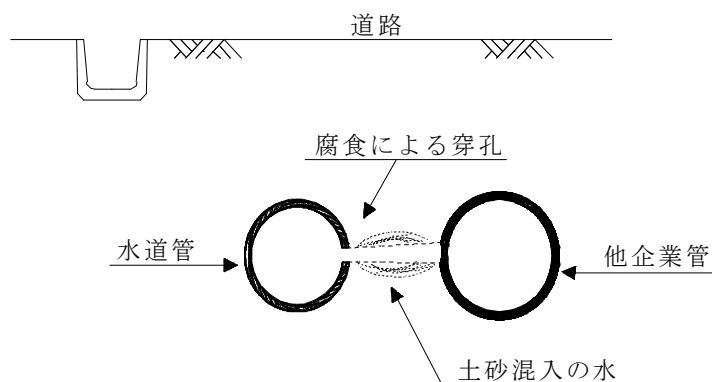
(8) さや管ヘッダー方式は、ヘッダー（配管分岐器具）の点検ができるよう床に点検口を設けるとともに、給水用具との接続部についても目視点検が容易にできるようにすること。

(9) 止水栓の設置位置は、維持管理に支障がなく開閉操作が可能な場所とすること。

(10) 合成樹脂管を使用する場合は、防腐剤（クレオソート）が塗布されている土台等に管が接触しないよう外装被覆等の措置を講じること。

※サンドブラスト現象とは水道管の腐食等による穿孔部からの漏水が土砂を混入した噴射水となり、近くの埋設管に穴をあける現象をいう。（図 7-5）

図7-5 サンドブラスト現象



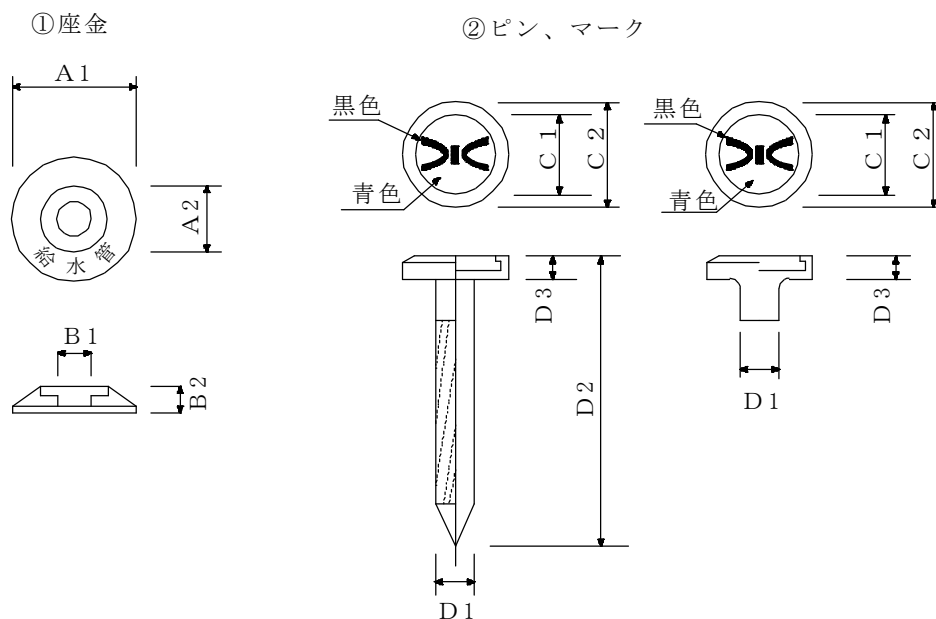
7. 4. 4 【給水管の明示】

- (1) 道路部分の給水管については、「浜松市地下埋設物件表示要領」に基づき、表示テープ及び埋設標識シートを設置しなければならない。
- (2) 宅内部分について、メーター筐又は止水栓筐の設置が困難で給水管の位置を特定することが困難な場合、明示ピン（図7-6）により明示すること。
- (3) 配水管又は他の給水管からの分岐位置から横にシフトしてメーター（止水栓を含む。）を設置する場合は、シフト基点に明示ピンを設置すること。

〈解説〉

通常、給水管分岐方向は配水管に対し直角に引込み、道路境界から1m前後に第一バルブを設置する（7.2.2【分岐の方法】、7.2.3【止水栓等の設置】参照）が、これが困難な場合に本来の第一バルブの設置位置に「明示ピン」を設置する。明示ピンには、座金とピンまたはマークがある。

図7-6 明示ピン



給水管位置表示マーク 各部寸法 (mm)								
A 1	A 2	B 1	B 2	C 1	C 2	D 1	D 2	D 3
30.0	15.2～	6.0～	5.0～	11.0～	14.8～	5.5	32.5～	2.9～
	6.4	6.4	6.0	11.5	15.2		35.5	4.0

番号	種類	材質	摘要
①	座金	ステンレス (SUS316) または アルミ (A1070P) 同等以上	「給水管」(青字) の刻印
②	ピンまたはマーク	ステンレス (SUS304) または 炭素鋼 (S20C) 同等以上	表示部保護材: 樹脂 (耐水性) 「水」(黒字) の表示

7. 4. 5 【さや管ヘッダー方式による配管】

<p>(1) さや管材料</p> <p>ア 架橋ポリエチレン管 (JIS K 6769)</p> <p>イ ポリブテン管 (JIS K 6778)</p> <p>(2) 給水管材料</p> <p>ア 水道用架橋ポリエチレン管 (JIS K 6787)</p> <p>イ 水道用ポリブテン管 (JIS K 6792)</p> <p>ウ ヘッダー (第三者認証又は自己認証品)</p>
--

〈解説〉

(1) 設計上の注意事項

- ア 使用温度により許容圧力が異なるので注意する。
- イ 配管の曲げ半径及び支持箇所数を確保する。
- ウ 極端に曲げると座屈が生じるので最小曲率半径以上とする。
- エ ヘッダーから給水用具までの損失水頭を水力計算によってチェックする。
- オ 管種及び継手は、各材料の性能及び特徴を十分に検討し、選定及び設計を行う。

(2) 施工上の注意事項

- ア さや管は横揺れや浮き上がりが生じないように支持固定する。
- イ さや管布設後は、過大な荷重を加えてさや管が潰れないようにする。
- ウ 柔軟な樹脂のため、水圧試験に際して管が膨張し圧力低下を起こすので、漏れを目視で確認する。
- エ 施工中の火に注意する。
- オ 有機溶剤に注意する。
- カ 管種及び継手の性能及び特徴を十分理解して施工する。

※さや管ヘッダー方式とは、ヘッダー (集中分岐管) から各給水栓までの間をそれぞれ単独で配管するもので、床、壁、天井内等にあらかじめ設置したさや管の中に、樹脂製や金属

製（軟質銅管）の管を通す工法

※住宅関連のトラブルから消費者を保護し、優良住宅の供給を促進することを目的とした「住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）」に基づく住宅性能表示制度を視野に入れた住宅設備商品の開発が進められ、さや管ヘッダー方式を採用する住宅が増えている。（配管関係は、住宅性能表示項目 10 項目のうち、「4. 維持管理・更新への配慮に関すること」に該当する。）

7. 5 浄水器及び活水器

(1) 定義

浄水器及び活水器（以下「浄・活水器」という。）とは、以下の機能を有する器具をいう。

- ア 浄水器：活性炭や中空糸膜などのろ過材により、水道水中の残留塩素等の溶存物質・濁質の除去又は減少を目的とした器具
- イ 活水器：人工的な処理により、付加的な機能を有する水を作る器具
- ウ その他器具：その他、水道水の水質を変化させることを目的に設置する器具

(2) 分類

設置形態により3タイプに分類する。

- ア I型（一次側設置型）：給水管及び給水栓の流入側（一次側）に直結して、常時水圧が作用するもの。
<申請必要>・<誓約書必要>
- イ II型（二次側設置型）：給水栓の流出側（二次側）に設置して、常時水圧が作用しないもの。
<申請不要>・<誓約書不要>
- ウ III型（外部設置型）：給水装置の外部に設置し、水道水と接しないもの。
<申請不要>・<誓約書必要>

(3) 設置基準

- ア 浄・活水器は、メーターの二次側に設置すること。
- イ 検針、取替等のメーター管理に支障があるため、浄・活水器をメーター筐内に設置しないこと。
- ウ I型の浄・活水器を設置する場合は、次の事項を遵守すること。
 - (ア) 浄・活水器の一次側に単式逆止弁を設置すること。
 - (イ) 浄・活水器の一次側に直圧の給水栓を設置すること。
 - (ウ) 貯水槽へ給水する管路には設置しないこと。
- エ 磁気を利用した浄・活水器を設置する場合は、メーターから50cm以上の離隔を設けること。

(4) 維持管理等

- ア 市の水質責任は、浄・活水器の直近一次側までとする。
- イ 浄・活水器の維持管理責任及び浄・活水器の二次側の水質管理責任は、給水装置所有者又は使用者とする。
- ウ 浄・活水器は、各製品の仕様に応じた定期点検を実施すること。

(5) 給水申込の申請

浄・活水器の設置及び使用に関する「誓約書」を提出すること。

(6) 給水台帳記載記号

浄・活水器の給水台帳記載記号は、第6章（6-10）（7）給水台帳 記号のとおりとする。

〈解説〉

- (1) 水道水の浄化・健康増進等を目的として、浄・活水器が設置される事例がある。
給水装置に浄・活水器を設置した場合、配管の状況や使用状態等によっては、給水装置のみならず配水管やメーターに影響を及ぼすことが懸念される。このため、給水装置に設置する浄・活水器の設置基準、責任区分等必要事項を定めるもの。
- (2) 浄・活水器は、浄水器、活水器又はこれらを組み合わせた器具で水道水の水質を科学的、物理的に変化させる器具のことをいい、次の器具も含むものとする。
- ア 水を電気分解することにより、電解水（アルカリ水、酸性水等）を生成する器具（アルカリイオン整水器）
 - イ 特別な媒体（ミネラル材）を使用して、水道水に変化を付ける器具（ミネラル水生成器）
 - ウ 防錆又はスケール防止を主目的とした磁気式、電子式等の水処理装置
- (3) I型の浄・活水器は、基準省令の性能基準に適合する製品を使用し、試験成績表を申請時に添付すること。II型であっても、浄・活水器と給水栓が一体として製造販売されているものは、I型に準ずる取り扱いとする。
- (4) 浄・活水器は、水道水の水質を変化させるものであり、水質変化した水が逆流しないよう逆流防止措置が必要となる。このため、浄・活水器一次側に単式逆止弁を設置すること。
- (5) 浄・活水器一次側の給水栓は、水質異常時の水質検査及び定期点検時の一時対策に利用するものである。また、この給水栓はメーター取替時及び配水管断水時における空気及び濁水の排出に利用する。
- (6) 「磁気を利用した浄・活水器」には、磁気式のほか、その構造及び使用状態により磁気を発生するおそれのある機器を含むものとする。
- (7) 水道水の水質は給水栓において水質基準に適合していることが必要であり、市の水質の責任範囲は給水栓までであるが、「水質の変化が予想される給水器具から給水される水質については、水道事業者の責任は免除され得ると考えられる（水道法逐条解説）」ことから、市の水質責任は浄・活水器の直近一次側とする。

7. 6 更正工事

- (1) 更正工事は、樹脂系塗料によるライニング工法とする。
- (2) 適用範囲
 - ア 給水装置のうちの金属管
 - イ 事前調査により、更正工事の施行が可能と判断されたもの。
- (3) 適用条件
 - ア 所有者の責任において施工されるものであること。
 - イ 配水管への逆流防止措置が講じられていること。
 - ウ ライニングに使用する塗料は、基準省令に規定する浸出等の基準に適合したものであること。
- (4) 適用除外
 - ア 著しく腐食が進行している配管
 - イ 伸縮部分を有する給水用具等
 - ウ 当該更正工事工法において適用除外としているもの。
 - エ その他施工困難と判断されるもの。
- (5) 工事申込み

更正工事を施行しようとする者は、「給水装置工事申込書」とともに、「誓約書」、「工事説明書」、「事前調査結果報告書」及び「ライニング塗料浸出性能試験適合報告書（1年以内）又は第三者認証品証明書」を提出しなければならない。
- (6) 施工結果報告

更正工事を施行した者は、「給水装置工事完成届」のほか、「施工報告書」、「水圧試験結果（写真添付）」、「水質試験結果報告書」及び「その他市が必要と認めた資料」を提出しなければならない。
- (7) その他の腐食防止方法
 - ア 更正工事以外の薬剤の注入による腐食を防止（抑制）する方法についても、構造・材質基準に適合したものであること。
 - イ 手続きは、更正工事の取り扱いに準ずるものとする。

〈解説〉

- (1) 給水管の更正方法としては、管材料の腐食現象の処理と管内付着物の洗浄、供給水に含まれる有害物質の除去等の方法が考えられる。更正工法は各種あるが、ここでいう更正工事とは、経年使用により給水管の内面に付着した錆及び付着物を、給水管が布設されたままの状態を排除（クリーニング）し通水量を確保するとともに、防錆をかねた樹脂系塗料を管内面に塗布（ライニング）することにより、機能の回復と延命を図るものをいい、クリーニングのみを行う工事は含まないものとする。

(2) この規定は、既設給水装置に適用するものとし、貯水槽方式から直結給水方式に変更する場合又は自家用給水方式から水道に切替える場合であって、変更又は切替える前の給水設備に更正工事が施されている場合の対応は (6.1.2) によるものとする。

ア 樹脂系塗料によるライニング工法であるので適用管種は金属管とする。

イ 既設給水管及び継手類に強度がある場合のみ施工が可能な工法であることから、事前調査による判断が重要となる。

(3) 適用条件

ア 更正工事を原因とする水質異常、給水装置の機能不良等についての責任は、所有者が負うものである。

イ 更正工事を施行する場合は、事前に逆止弁を設置するなど、逆流防止措置を施さなければならない。

ウ 更正工事後の給水管も給水装置であるので、ライニングに使用する塗料は基準省令に適合したものでなければならない。

(4) 適用除外

ア 更正工事は既設給水管の強度を高めることを目的とした工事ではないことから、給水管及び継手類に強度がある場合のみ施工が可能である。

イ 伸縮部分、可動部分を有する機器・弁、可とう継手については、本来の機能に悪影響を与える危険性があることから適用除外とする。

ウ 更正工事は多種多様な工法があるが、このうちエポキシ樹脂ライニング工法は、(表 7-5) の 4 工法があるので、それぞれの特性及び給水管の状況を踏まえ工法決定する必要がある。

表 7-5 エポキシ樹脂ライニング工法 (参考例)

工法	研磨工程		ライニング工程
	研磨材	作業内容	作業内容
気流 (Ⅰ)	珪砂、焼碎石、黒カスミ	1 方向研磨	1 回塗り
気流 (Ⅱ)	珪砂、碎石、銅カラミ、セラミックス	2 方向研磨	2 回塗り
ピグ	スチールグリット、珪砂	2 方向研磨	2 回塗り又は 1 回塗り
真空	珪砂	2 方向研磨	2 回塗り

エ 指定工事事業者は、工法について、事前調査の結果等を踏まえ、適切に判断する必要がある。

(5) 更正工事は「改造工事」に該当するものであり、工事申込みを行わなければならない。工事申込みにあたっては、「給水装置工事申込書」及び「誓約書」(施工後の責任、構造・材質基準不適合の場合の対応等)のほか、「工事説明書」(工法、使用塗料、工程表等)、「事前調査結果報告書」(管種、口径、給水管内断面写真等)及び「ライニング塗料浸出性能試

験適合報告書又は第三者認証品証明書」を提出しなければならない。

- (6) 「施工報告書」は実工程（塗料乾燥方法、乾燥時間）、施工結果（塗膜厚確認結果）を記載すること。また、「水圧試験結果報告書」及び「水質試験結果報告書」については、実施方法も含め（6.1.2）の規定によるものとする。

7. 7 使用しない給水管

7. 7. 1 【給水管等の撤去】

使用する見込みのない給水管は、原則として分岐箇所において元止め工事を行うこと。
ただし、市が認めた場合は、使用する見込みのない給水管を残し、第一バルブ止めとすることができる。

〈解説〉

使用する見込みのない給水管をそのまま放置すると、漏水の発生や給水管内の水が腐敗して衛生上問題になる恐れがあるため元止め工事を行う。給水管の口径変更や分水位置変更等で使用しなくなった給水管も含む。

ただし、市が認めた場合は、第一バルブ止めとし、各筐を設置すること。明示ピンは不可とする。

市が認める場合を以下に示す。その際、給水装置使用中止・廃止届〔施行規程第 11 号様式〕（様式集）を提出し、給水台帳の平面図に「廃止管」と記載すること。

- ・ 舗装抵触である。
- ・ 配水管布設替え工事の予定がある。
- ・ ポリエチレン管、鋳鉄管（NS・GX）、配水ポリ、その他市が認めるものを台帳等で確認できたもの。
- ・ その他担当課・室の指示によるもの。

7. 7. 2 【給水管等の撤去方法】

配水管又は他の給水管から分岐した給水管を撤去する場合には、分水栓を使用して分岐したものについては、分水栓止めとし、T字管を使用したものについては、T字管を撤去して配水管を原形に復し、割T字管、サドル付分水栓及び可とう式サドル付分水栓を使用して分岐したものについては、締付ボルトを含む総体の防食を施して分岐口止めとすることを原則とし、これによりがたい場合は市の指示によるものとする。

〈解説〉

配水管又は他の給水管の分岐位置（割T字管・サドル付分水栓・チーズ・T字管等）で閉栓すること（表 7-7）。また、宅内の第一バルブも同様に撤去すること。

表 7-7 分岐した給水管等を撤去する場合、次に掲げるところにより行うものとする。

分岐種類	撤去方法
サドル付分水栓	閉止コックを閉じ、専用の閉止キャップを取り付ける
割T字管	シーバー弁又は仕切弁を閉じ、専用の閉止キャップ又はフランジ蓋を取り付ける
T字管	T字管を撤去し、継輪、直管等を使用して原形に復する又はフランジ蓋止めとする

HILA チーズ PE チーズ TS チーズ	チーズを撤去し、ソケットを2個使用し一直線にする
第一バルブ	第一バルブ（仕切弁・一文字止水栓・メーター止水栓・各種筐）は、原則撤去。給水管もできるだけ撤去する。（将来、他の工事等施工時の紛らわしさを無くすため）

- (1) 閉止コックや弁が閉じることが出来ない（固着している）場合や断水作業が行えない場合は、担当課・室の指示によることとする。
- (2) 道路区域内の不要管は残置することを基本とする。ただし、掘削内の不要管については、原則として撤去するものとする。
残置管については、「道路法第40条ただし書及び浜松市法定外道路管理条例第12条ただし書により撤去しない占用物件に関する覚書（令和3年6月18日締結）」に基づき管端部等開口部の管末処理（完全閉塞）を確実に行うこと。
- (3) 残置管の処理方法を給水台帳に記載すること。（管種・口径・延長・処理方法）

残置（管末処理） PE20×2.7



7. 8 私設代用管の施工について

7. 8. 1 【私設代用管の定義】

公道、私道その他これらに類するものとして、管理者が認める道に縦断方向に布設されている給水管をいう。

7. 8. 2 【施工】

- (1) 既設配水管からの私設代用管分岐口径は、指針第7章 表7-2による。
- (2) 管種は、ポリエチレン管とする。ただし、口径50mmは、配水ポリも可とする。
- (3) ポリエチレン管の継手は、金属継手とする。配水ポリは、電気融着式継手（EF継手）とし、必要な場合は金属継手又はメカニカル継手も可とする。
- (4) 私設代用管の最小口径は、25mmとする。
- (5) ポリエチレン管の止水栓は、一文字止水栓とし、止水栓筐は伸縮を使用すること。配水ポリはソフトシール仕切弁とし、仕切弁筐を使用すること。
- (6) 他の埋設管と私設代用管との離隔は、指針「7. 4. 3」による。
- (7) 使用材料は、市の承認を受けたものを使用すること。

〈解説〉

- (1) 管種は、ポリエチレン管を使用すること。ただし、口径50mmに関しては、配水ポリが望ましい。なお、ビニル管（VP）の使用は不可とする。
- (2) 道路上に設置する止水栓は、ポリエチレン管は、「一文字止水栓」を使用し、継手は「PEメーター用」を使用すること。パッキンは、「金属入りパッキン」の使用が望ましい。配水ポリは、「ソフトシール仕切弁」を使用すること。
- (3) 配水管、他の埋設管及び構造物との離隔は、事故防止のため30cm以上とする。（7. 4. 3 給水管の保護）
- (4) 配水管分岐から水道メーターまでの材料は、市の承認を受けたものを使用すること。

図 7-8 ポリエチレン二層管 (PE) を使用する場合

【平面図】

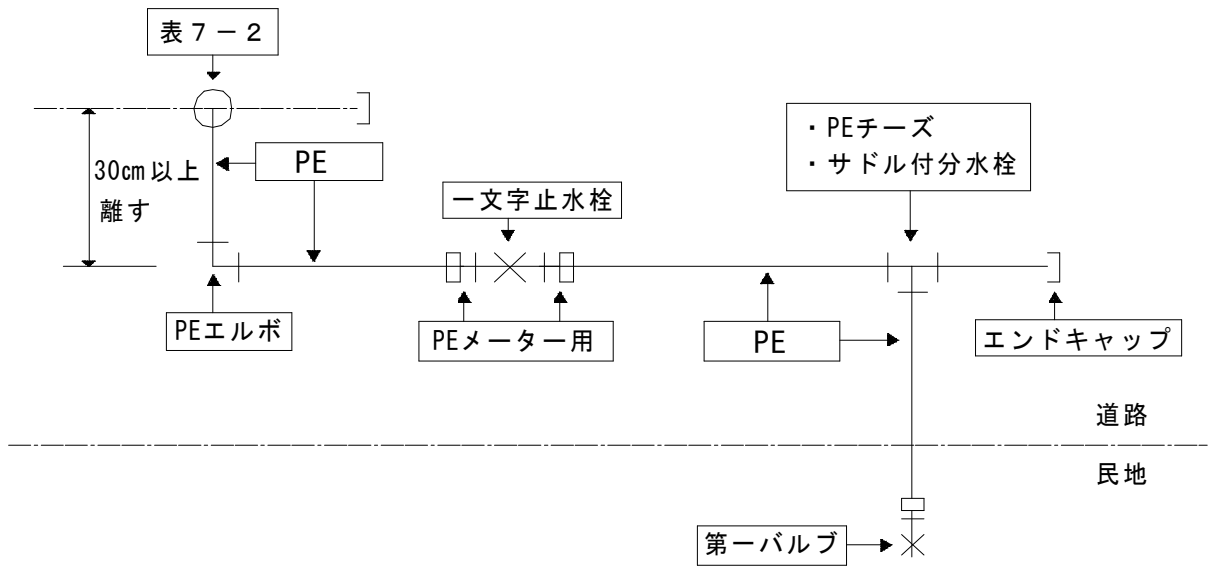
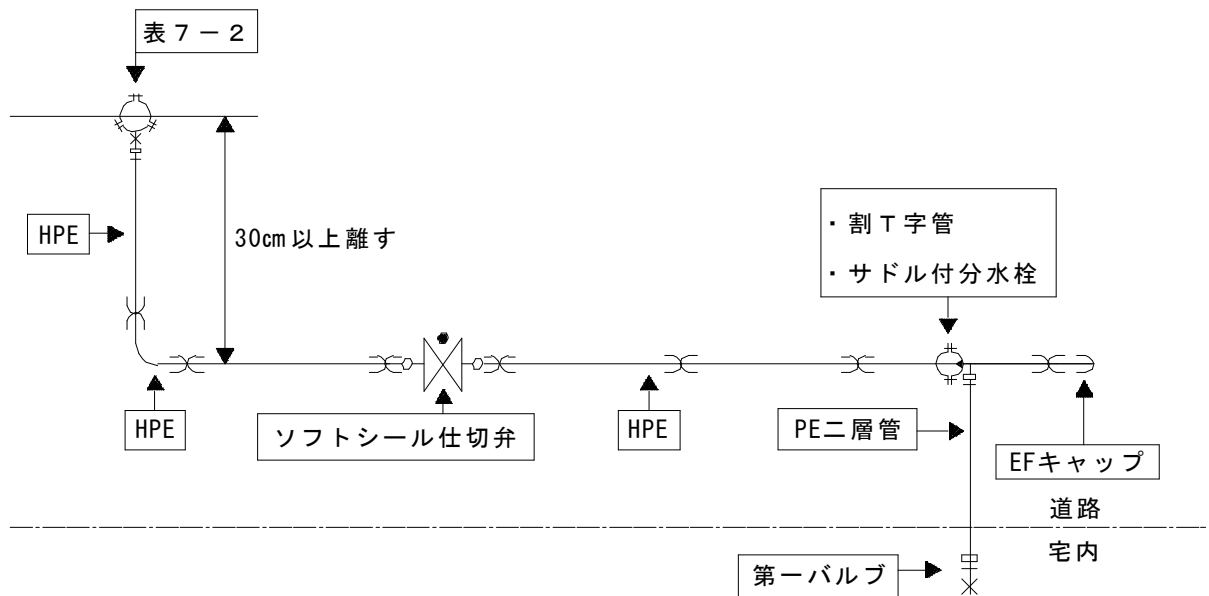


図 7-9 水道配水用ポリエチレン管 (HPE) を使用する場合

【平面図】



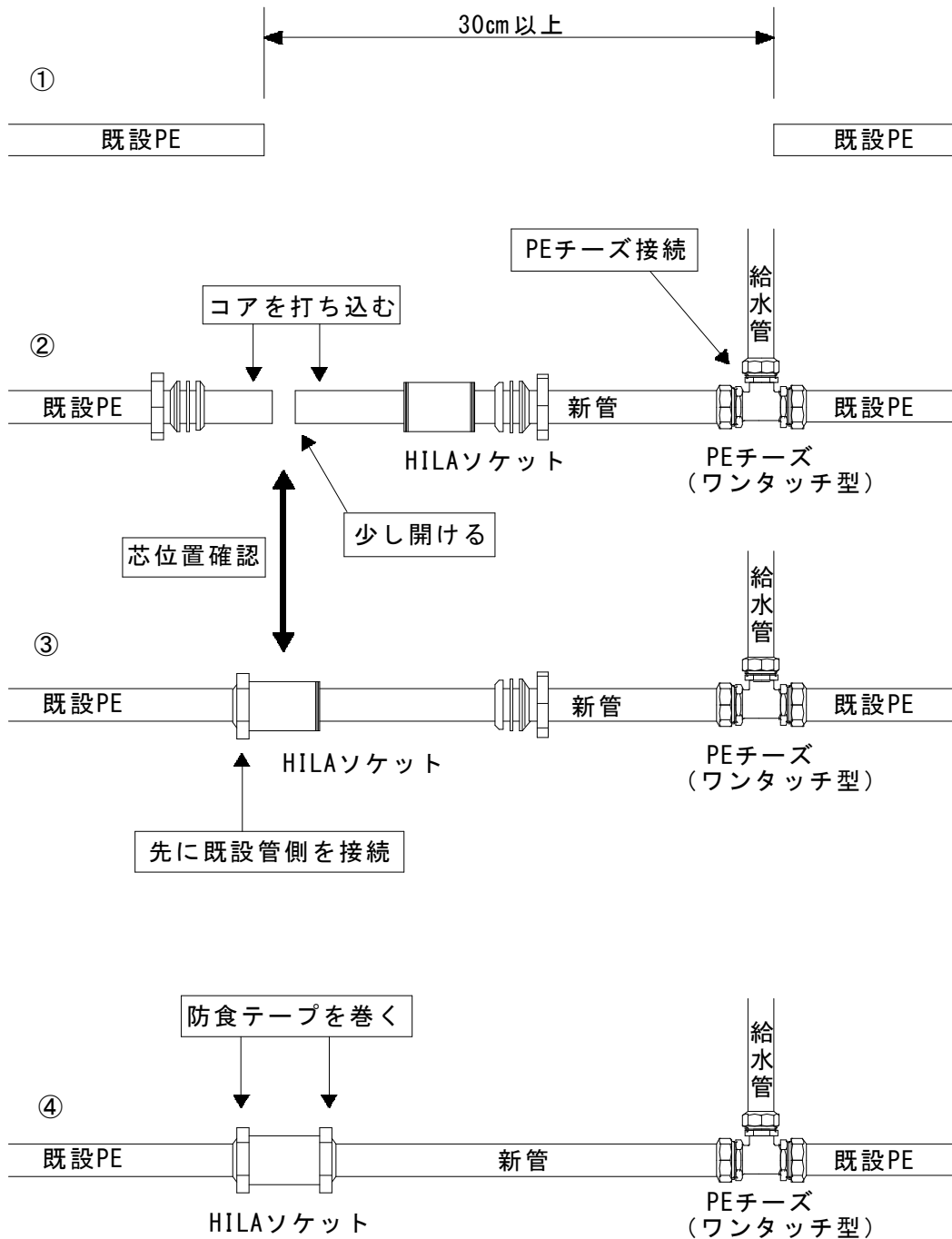
7. 8. 3 【既設私設代用管からの分岐（ポリエチレン管の場合）】

既設ポリエチレン管からの分岐は、サドル付分水栓またはPE チーズ（ワンタッチ型）とする。

PE チーズ（ワンタッチ型）分岐は、既設配水管と同口径の新管（30 cm以上）と HILA ソケットを使用して施行すること。（図 7-10 参照）

（図 7-10）

（PE チーズ分岐施工手順）



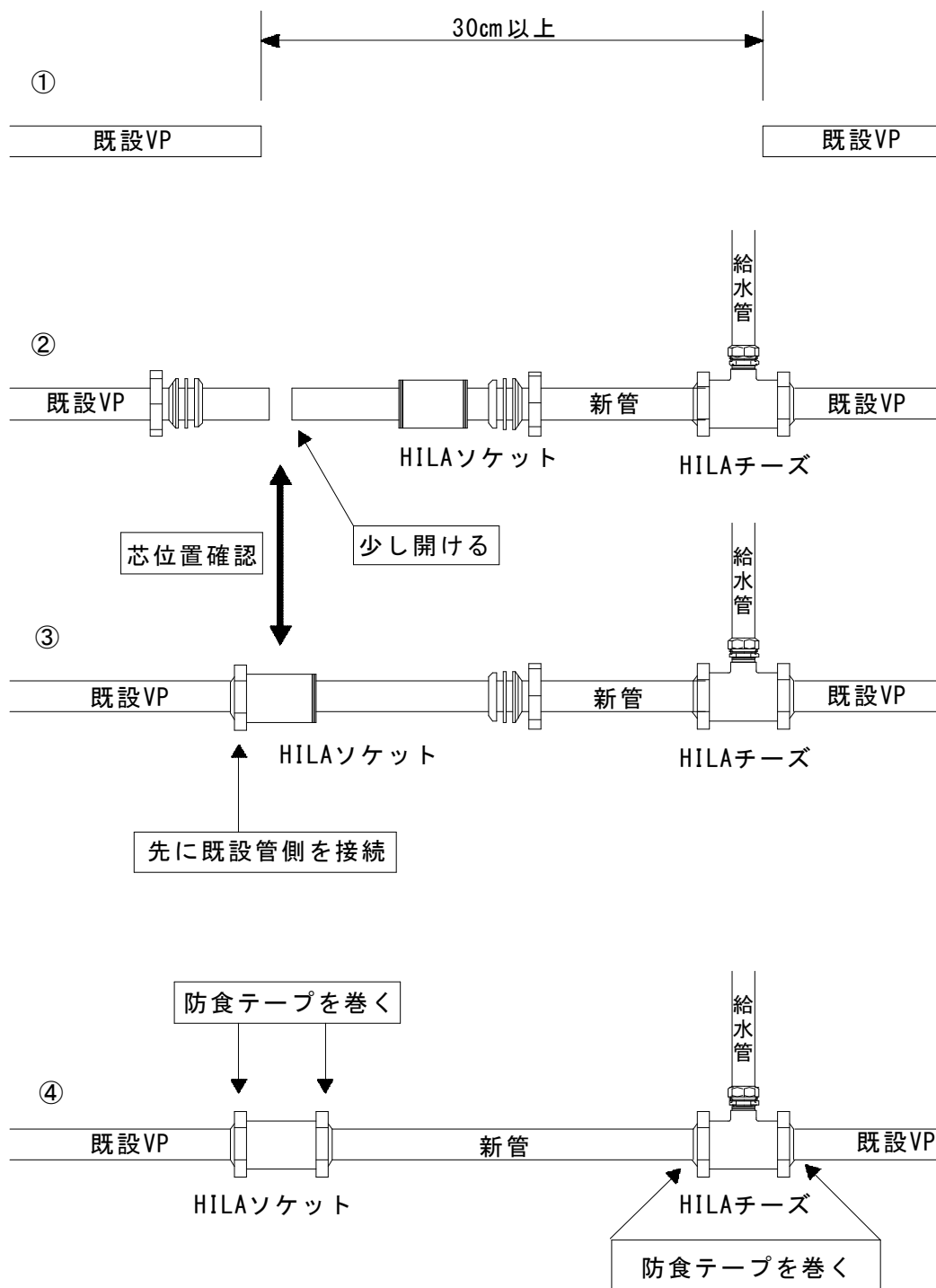
7. 8. 4 【既設私設代用管からの分岐（ビニル管の場合）】

既設ビニル管からの分岐は、サドル付分水栓またはHILA チーズとする。

HILA チーズ分岐は、既設配水管同口径の新管（30 cm以上）とHILA ソケットを使用して施行すること。（図 7-11 参照）

（図 7-11）

（PE チーズ分岐施工手順）



7. 9 配水管及び給水管の圧着施工

配水管分岐から民地内第一バルブまでの間で、施工上配水管や給水管を圧着する場合、必ず防護を施すこと。防護は、LA カップリングやHILA ソケットなど金属製を使用すること。

第一バルブ以降、二次側（宅内側）は、これに該当はしない。